

インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、ターゲット層である中国人や台湾人に岐阜市（以下「発注者」という。）の魅力届け、旺盛なインバウンド需要を取り込むことを目的とするプロモーション動画の作成業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により公正かつ公平な方法で特定するために必要な事項を定めるものである。

応募者は、この実施要領、インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）等の内容を踏まえ、企画提案書その他必要な書類を提出すること。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託

(2) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 事業者の特定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 予定価格

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※予定価格の上限を超える見積額の提案は、失格とします。

3 参加資格等

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしている事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人に該当する者でないこと。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 平成27年4月以降に、国、地方公共団体、観光協会（それらが加入する実行委員会等を含む。）及び民間団体を相手方とした観光プロモーション動画作成業務を受託した実績

(以下「業務実績」という。)があること(再委託により実施したものは不可とする。)

4 スケジュール

項目	日程
①企画提案書の受付期間 (公告期間)	令和7年7月17日(木)から令和7年8月12日(火)午後5時まで
②参加表明書の受付期間	令和7年7月17日(木)から令和7年8月4日(月)午後5時まで
③質問受付期間	令和7年7月17日(木)から令和7年7月25日(金)午後5時まで
④質問回答期限	令和7年7月31日(木)
⑤審査日 (プレゼンテーション開催日程)	令和7年8月18日(月)
⑥審査結果通知	契約候補者の特定後、速やかに参加者へ通知する。
⑦契約の締結	令和7年8月下旬

※日程は、発注者の都合により変更する場合がある。

5 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり、必要書類を提出すること。

(1) 参加表明に係る提出書類及び部数

ア 参加表明書(様式1)・・・1部

イ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書(様式2)・・・1部

(2) 企画提案に係る提出書類及び部数

ア 企画提案書(様式任意)・・・8部

イ 経費見積書(様式3)・・・1部

ウ 経費見積内訳書(様式任意)・・・1部

エ 業務実績調書(様式4)・・・1部

(3) 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所10階

岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課インバウンド推進室

(4) 提出方法

ア 前記「5(3)提出場所」に持参し、又は郵送すること。

イ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法を利用すること。

ウ 持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除き、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(5) 提出書類に係る留意事項

ア 提出書類全般について

(ア) 1事業者につき1提案とする。

- (イ) 提出書類は、全てA4版（カラー）とすること。
 - (ウ) 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は、受け付けない。
- イ 企画提案書等について
- (ア) 仕様書及びウに基づき、提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく記載した企画提案書を作成すること。
 - (イ) 企画提案書は、文字サイズを10ポイント以上とし、A4版（カラー）・横型・20頁以内（表紙及び目次の頁数は、含まない。）・左上1箇所綴じの印刷物とすること。
 - (ウ) 企画提案書に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
 - (エ) 企画提案書、業務実績の一覧及び実施が分かる資料については、評価の公平性を保つため、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含まないこと。
- ウ 企画提案書記載事項
- 以下の項目を盛り込んだ企画提案を行うこと。
- (ア) 岐阜市の観光プロモーション動画として作成する内容（案）
 - ※3分程度の動画1本、30秒のショート動画3本を作成するものとして、それぞれの内容が分かるよう絵コンテ等を用いてわかりやすく提案してください。また、ショート動画3本は、それぞれどのようなターゲットを狙った動画であるか、その理由とともに提案してください。
 - ※特別な機材や撮影技術、BGMを用いる場合等は、絵コンテ等に記載してください。
 - (イ) 観光プロモーション動画作成のスケジュール
 - (ウ) 観光プロモーション動画作成の組織体制（役割分担、人員配置等）
- (6) 提出書類の取扱い
- ア 前記「4①企画提案書の受付期間及び②参加表明書の受付期間」終了後は、発注者の同意なく提出書類に記載された内容を変更することを認めない。
 - イ 事業者としての特定の有無に関わらず、提出書類は一切返却しない。
 - ウ 提出書類は、事業者特定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
 - エ 提出書類（ウで複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
 - オ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例28号）に基づく公開請求により公開する場合がある。
 - カ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施のみに用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の諸規定に準じて取り扱う。
 - キ 提出書類の内容について、別途、確認することがある。
- (7) その他
- ア 各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手できる。
 - イ 発注者が必要と認めたときは、追加資料の提出を求める場合がある。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式5）を電子メールにより提出すること。その際、件名を「インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託に関する質問」とすること。

(2) 質問書の提出先メールアドレス

kankou@city.gifu.gifu.jp

(3) 質問に対する回答方法

ア 質問者を非公開の上、岐阜市ホームページにおいて回答を掲載する。

イ 質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の特定にあたって公平性を保つことができないと発注者が判断した場合は、回答しないことがある。

ウ 質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなす。

7 審査の方法

(1) 審査の基準

発注者が設置する「インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査を行う。

(2) 審査方法

ア プレゼンテーションを実施した上で、審査委員会において、企画提案書、見積金額その他の提出書類及びプレゼンテーションの内容を（3）評価基準に沿って審査し、最優秀者1者を特定する。

イ 審査委員会の会議は、非公開で行う。

ウ プレゼンテーションの実施時間は、1者につき15分以内とし、その後、15分程度の質疑応答を行う。ただし、参加者数によっては、プレゼンテーションの持ち時間等を変更（短縮）する場合がある。

エ プレゼンテーションへの出席者は、1者につき3名までとする。

オ 提案内容の説明は提出した資料のみを用いて行い、説明支援機器等の使用は認めない。また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めない。

カ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日、文書にて通知する。

(3) 評価基準

ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。

イ 「企画提案」の評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点する。

	評価点数
A：とても優れている	5点
B：優れている	4点
C：普通	3点
D：あまり評価しない	2点
E：評価しない	0点

ウ 「価格評価」は、最高点を10点とし、次の算出式を用いて行う。

価格点＝100×((予定価格－見積金額)／予定価格)

※小数点第2位を四捨五入

エ 審査における最低基準点は、各審査委員の持ち点（150点満点）合計の6割とし、提案者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行う。提案者が1者の場合は、最低基準点を満たした際に、契約候補者として特定する。

(4) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 経費見積書において見積金額が予定価格を超えている場合

エ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合

オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

カ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(5) 提案者が1者のみの場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者として特定する。

(6) 審査結果の通知

ア 審査結果は、提案者あてに文書にて速やかに通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果は、岐阜市ホームページで公表する。なお、審査結果において、契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表する。

ウ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

8 契約候補者との協議

審査により最優秀者として選定された者と発注者は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。この協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対して修正を求めることができるものとし、当該契約候補者は、誠実に協議に応じるものとする。

なお、最優秀者として選定された者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき、最低基準点を満たしたもののうち、次点の者と契約締結に向けた交渉を行う。

9 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、それらを遵守すること。

(2) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

- (4) この実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の目的による使用、複製及び転載を禁止する。
- (5) 本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。
- (6) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意。代表者印及び辞退理由を記載のこと。）を、提出場所に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、「配達記録郵便」等、配達記録が残る方法を利用すること。
- (7) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象とした岐阜市による内部手続を経た上でなされるものであって、最優秀者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (8) 提案者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も、同様とする。

10 担当課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所10階

ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課インバウンド推進室

担当：伏見、渡部

電話：058-214-2103（直通）

メールアドレス：kankou@city.gifu.gifu.jp

別紙 評価項目一覧表

評価項目		価視点	評価点	換算値	配点
業務実績	事業者	・事業者は観光プロモーション動画作成業務において、豊富な実績を有しているか。（実績件数、受賞歴）	5	×5	25
企画提案	企画提案力	【魅力発信】 ・本市が持つ観光コンテンツ（歴史・文化・豊かな自然等）が盛り込まれており、効果的に表現されているか。	5	×9	45
		【インバウンド推進】 ・訪日外国人の興味・関心（アクセスの良さ、魅力的な体験コンテンツ、映像演出等）を引く構成であり、来訪意識を高められる内容であるか。	5	×10	50
	実施体制	・業務を適正に実施できる組織体制、役割分担及び人員配置となっているか。 ・各工程が無理なく計画され、適切なスケジュールが組まれているか。	5	×4	20
価格評価	価格点	・基準額（予定価格）に対し妥当であるか。 $100 \times ((\text{予定価格} - \text{見積金額}) / \text{予定価格})$ ※小数点第2位を四捨五入			10
合計					150

参加表明書

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長 柴橋正直

(提案者) 所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加を希望します。

なお、参加資格を満たしていること及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

連絡先：所 在 地 _____

名 称 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

E - m a i l _____

担 当 者 _____

暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長 柴橋 正直

(提案者) 所 在 地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託に係る公募型プロポーザルに参加を申し込むに当たり、下記の項目について相違がないことを誓約します。

し、又はまた、誓約内容確認のため、必要に応じて岐阜市長が本承諾書をもって関係官公署に調査、照会することを承諾します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 2 1の(1)から(8)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

経費見積書

令和 年 月 日

(あて先) 岐阜市長 柴橋 正直

(提案者) 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託について、下記のとおり見積ります。

見積金額 金 _____ 円

(消費税及び地方消費税を含む。)

業務実績調書（事業者用）

平成 27 年 4 月以降に受注した業務において、本業務と同等規模の業務実績（契約金額 100 万円以上で、観光プロモーション動画作成に関するもの）について最大 5 件記載すること。なお、上記条件に該当しない場合は、実施要領 3 参加資格等(7)参加資格に示した業務に関する実績を 1 件以上記載すること。

1	業務名	
	発注者	
	業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	契約金額	円
	業務概要 (受賞歴を含む。)	

2	業務名	
	発注者	
	業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	契約金額	円
	業務概要 (受賞歴を含む。)	

3	業務名	
	発注者	
	業務期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	契約金額	円
	業務概要 (受賞歴を含む。)	

4	業務名	
	発注者	
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	業務概要 (受賞歴を含む。)	

5	業務名	
	発注者	
	業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	業務概要 (受賞歴を含む。)	

※添付書類として当時の契約書の写しを添付すること。

※業務概要は、作成した動画の詳細のほか、国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する観光動画コンテストにおいて、受賞歴がある場合は記載してください。

(受賞歴がある場合は、受賞歴が分かる書類の写しを添付すること。)

※行が不足する場合は適宜追加してください。

質問書

令和 年 月 日

インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託に係る公募型プロポーザルに関し、下記のとおり質問します。

【質問者】

所在地 _____
 商号又は名称 _____
 代表者職氏名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 E-mail _____

【質問事項】

	要領 仕様書 その他	質問事項
例	仕様書	仕様書〇(〇)②・・・・・・・・・・について、どのような資料を想定していますか。

- ※ 質問事項は、簡潔に記入すること。
- ※ 質問書は、電子メール（送付先メールアドレス：kankou@city.gifu.gifu.jp）により提出すること。その際の件名は、「インバウンド向け魅力発信動画作成業務委託」に関する質問とすること。